

平成 30 年 9 月 27 日

養父市議会議長 深 澤 巧 様

総務文教常任委員会  
委員長 政 次 悟

委員会審査報告書

平成 30 年 9 月 5 日及び 19 日、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、養父市議会会議規則第 101 条の規定により報告します。

記

- 1 審査年月日  
平成 30 年 9 月 7 日（金）、21 日（金）
- 2 審査結果

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 55 号	養父市税条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 56 号	養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 67 号	養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

(別紙) 審査内容等報告書

(別紙)

総務文教常任委員会 審査内容等報告書

議案第 55 号 「養父市税条例の一部を改正する条例の制定について」

【質疑】 1つの改正文に複数の改正項目が含まれ分かりにくいものとなっているが、改正の方法としてはこうした形にならざるを得ないのか。

【答弁】 今回の改正において唯一市の方針が反映できるものは、再生エネルギーに対する課税のみであり、これは方針を定め提案している。あとのものは、国の法改正に基づき示される準則に沿った対応である。

【質疑】 法律の改正により、所得控除が 10 万円引き下げられ、基礎控除が 10 万円引き上げられるが、結果的には減税となるのか、増税となるのか。

【答弁】 所得控除が 10 万円引き下げられるが、今回の市税条例改正で均等割非課税限度額及び障がい者等に対する非課税措置の所得要件を 10 万円引き上げるため、個人住民税については増税とはならないと考えている。

【質疑】 たばこ税の引き上げが提案されているが、どのような形になるのか。現在利用者が増加している加熱式たばこには税がかかっているのか。

【答弁】 紙巻き、加熱式たばこともに本年 10 月から税が引き上げられる。紙巻きたばこは、3段階で 1 本当たり 1 円ずつ引き上げられる。加熱式たばこは、現在、「パイプたばこ」に分類され、製品重量により一定の課税はされている。このたび重量に加え、販売価格を課税算定根拠に加え均衡化が図られる。今後 5 年間をかけて段階的に算定根拠に沿った引き上げとなる。

議案第 56 号 「養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 67 号 「養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定について」

【質疑】 今回の改正により、養父市で新たに助成対象となる方がいるのか。また、制度の周知は行うのか。

【答弁】 現在のところ対象者はいないと思われる。制度の周知は図っていく。